

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県警察本部長の決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成 13 年 5 月 30 日、「駐停車違反を検挙する場合の基準を示す文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「交通指導取締り基準（駐停車違反指導取締り基準の部分）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 13 年 6 月 13 日、一部について行政文書を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

「本件行政文書には道路交通法第 44 条等の適用にかかる形態等の具体的な判断基準が記録されており、これを開示することにより、駐停車の違法行為を助長するなど、人の生命・身体等の保護に支障が生じるおそれがあると認められる。」

3 審査請求人は、平成 13 年 6 月 28 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に提出した意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 駐停車違反取締り基準とその適用について

警察では、同じく駐停車違反とされている道路において、具体的にどういう場合に取り締まり、又は検挙するかについての基準を細かく分類して作っているようだが、この基準ははなはだ甘いものである。

このような基準に従って取締りを行っているから、例えば、通行量が多く、駐停車が危険を招くおそれが多い道路での駐停車違反が目につくなど、常識的に考えれば、明らかに検挙されるべき場合のほとんどが検挙されていないのが現状である。

(2) 駐停車違反取締り基準を公開した場合の影響等について

警察は、取締り基準を公開すると違法駐停車が横行し、交通安全がさらに脅かされるので公開できないと考えているようだが、これは全くの見当違いで、極めて問題が多い基準に従って取締りが行われているからこそ違法駐停車が助長され、人の生命、身体の保護に支障が生じ、公共の安全と秩序が脅かされているのが実態である。

(3) 駐停車違反取締り基準の公開の必要性について

密室で作られ、非公開で運用されている基準による取締りを早く改めるために、駐停車違反を検挙する基準を公開すべきである。

(4) 罪刑法定主義との関係について

検挙基準を開示しない状況において運用することは、罪刑法定主義に反する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書の条例第8条第1項第4号該当性について

本件行政文書には、道路交通法（昭和35年法第105号）第44条、第45条第1項、同条第2項、第47条第2項、同条第3項、第48条、第49条の2第3項等（以下「法第44条等」という。）に規定する駐停車違反の検挙又はレッカー移動の際の判断基準となる時間、場所等の具体的な形態等が記録されており、これらを公開することにより、駐停車の違法行為を助

長することとなるなど、人の生命、身体等の保護に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして非開示にしたものである。

(2) 本件行政文書を開示した場合の影響等について

イ 交通指導取締りをより効果的に推進していくためには、悪質で、危険性の高い違反及び国民又は県民の取締り要望等の高い違反に重点を置いた取締りを一層推進していかなければならず、なかでも、駐停車違反は、正常な交通を著しく阻害する極めて迷惑性の高い違反であるとともに、当該駐停車車両の陰からの飛出し事故を誘引する危険性等も少なくないところである。

ロ しかし、法令上の駐停車違反となる車両すべてについて取締りを行うことは、現実問題としては不可能であることから、駐停車時間、時間帯、場所、地域、駐停車により交通に与えた影響、駐停車を行うに至った事情等を総合的に勘案して、悪質で、危険性の高い違反等プライオリティの高い違反から重点的に取締りを適時、適切に実施しているところであり、これらの考え方に基づいて具体的な基準について定めているのが「駐停車違反取締り基準」である。

ハ この取締り基準を全面的に開示すると、違法ではあるが、直ちに検挙の対象とはならない行為の類型が明らかになるため、この種の違法駐車が蔓延し、道路における危険、交通の安全と円滑への障害が増大する結果となる。また、警察の取締りの手の内が明らかとなることから、これを逆手にとって取締りを潜脱する脱法行為者の出現が予想され、こうした者達による駐停車違反の助長につながりかねない。

(3) 罪刑法定主義との関係について

イ どのような行為が駐停車違反として刑事罰の対象となるかについては、法第44条等に定められているところである。

ロ 本件取締り基準は、法律上駐停車違反行為として刑事罰の対象となる行為のうち、直ちに検挙を行うべきと考えられる悪質で、危険性の高い違反を示したものであるため、これを明らかにしなくても、何ら罪刑法定主義に反するものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に促進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、平成 13 年 3 月 26 日決裁に係る起案文書「交通指導取締り基準について」のうち「第 2 駐停車違反指導取締り基準」に関する部分であり、その内容は以下のとおりである。

### (1) 放置駐車違反

- イ 違反を認定した時点で直ちに違法駐車標章を取り付け、又はレッカー移動を行い、かつ、検挙（告知）する場合の違反区分
- ロ イ以外の放置駐車違反について、違法駐車標章を取り付け、又はレッカー移動を行い、かつ、検挙（告知）する場合の「違反区分」「検挙（告知）基準」及び「レッカー移動基準」

### (2) 放置駐車違反以外の駐停車違反

違法駐車標章を取り付け、又はレッカー移動を行い、かつ、検挙（告知）する場合の違反区分、検挙（告知）基準及びレッカー移動基準

### (3) 道路交通法第 44 条各号の法定駐停車禁止場所と同法第 45 条第 1 項の道路標識等による指定駐車禁止場所が競合する場合の駐停車違反

- イ 指導取締り方針
- ロ 考え方

### (4) 運用上の留意事項

### (5) 放置駐車違反等の取締り要領

- イ 取締り現場での措置

□ 出頭後の措置

八 道路交通法第 44 条各号の法定駐停車禁止場所と同法第 45 条第 1 項の道路標識等による指定駐停車禁止場所が競合する場合の駐停車違反の指導取締り措置基準

二 駐停車違反の類型、「反則(違反)事項・罰条欄」「反則金額」「報告書：続欄及び特記事項欄」「過失」「警告基準等」

これらの情報のうち、本件処分により開示しないこととされた情報(以下「本件非開示情報」という。)は、(1)イ、(1)口の「検挙(告知)基準」及び「レッカー移動基準」、(5)イのうちレッカー移動の要件、(5)ハのうち坂の頂上付近及び勾配の急な坂に係る情報及び(5)二のうち「警告基準等」である。

### 3 条例第 8 条第 1 項第 4 号の該当性について

条例第 8 条第 1 項第 4 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されてある行政文書については、実施機関は、行政文書の開示をしないことができる」と規定している。

同号は、県が、公共の安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

実施機関は、本件非開示情報が条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当すると主張しているので、以下、この点について検討する。

現在の我が国の道路交通事情を見ると、一般に、自動車は目覚しく普及し、人々の生活の中でもはや欠くことのできない交通手段となっているなど、モータリゼーションは一層進行している。しかしながら、現在の警察の組織体制からすると、道路交通法違反の車両すべてを取り締まることには一定の限界があることも否定できないところである。

したがって、交通指導取締りをより効果的に推進していくためには、実施機関が主張するとおり、駐停車の時間、時間帯、場所、地域、駐停車により交通に与えた影響、駐停車を行うに至った事情等を勘案して、悪質な違反であるとか、危険性が高い違反に重点を置いた取締りを一層強化することが求

められているものと考えられる。この具体的な基準について定めているのが本件行政文書である。

すなわち、本件行政文書は、道路交通法における駐停車違反について、これらすべてを取り締まることには現在の警察の組織体制から一定の限界があることを前提に、現場の警察官が、悪質性又は危険性が高い違反を重点的に取り締まるための基準であると認めることができる。

本件対象文書のうち、本件非開示情報は、道路交通法に違反する駐停車のうち、警察が、重点的に取締りを行う駐停車違反の類型、検挙（告知）する場合の基準、レッカー移動する場合の基準、坂の頂上付近及び勾配の急な坂の認定基準等であり、悪質性又は危険性が高い違反の類型及びその認定基準が記載されているものである。

このような情報を公開すると、道路交通法上違法ではあるが、直ちに検挙の対象とはならない類型が明らかとなり、このことから、道路交通法において禁止されている駐停車がその基準の範囲で違法ではないとの誤った認識の下、この種の違法駐停車が蔓延し、道路における危険、交通の安全と円滑に対する障害が増大するおそれが生じるものと考えられる。また、駐停車違反取締りの手法が明らかとなることにより、これを逆手にとって、取締りを潜脱する者の出現が予想され、こうした者による駐停車違反の助長につながりかねないことが危惧され、ひいては道路交通法秩序が弛緩するおそれが生じるものと考えられることから、条例第8号第1項第4号に該当すると認められる。

なお、どのような駐停車を行えばどのような罰則が適用されるかについては道路交通法に定められているので、本件取締り基準を一般に公開しないことが罪刑法定主義の原則に反するものではないものと考えられる。

#### 4 結論

以上のとおり、本件非開示情報は、条例第8条第1項第4号に該当するから、実施機関が本件行政文書を開示しないと決定したことは妥当である。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 7 . 27	○諮問を受けた。(諮問第98号)
14 . 4 . 22 (第163回審査会)	○事案の審議を行った。
14 . 5 . 7 (第164回審査会)	○事案の審議を行った。
14 . 6 . 3 (第165回審査会)	○事案の審議を行った。
14 . 6 . 25 (第166回審査会)	○実施機関(警察本部)から非開示理由等を聴取した。
14 . 7 . 8 (第167回審査会)	○事案の審議を行った。
14 . 7 . 22 (第168回審査会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
犬飼 健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本岡 愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成 14 年 8 月 22 日現在)